

議第 42 号

下呂市農産物等活用型総合交流施設条例の一部を改正する条例
について

下呂市農産物等活用型総合交流施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 30 年 2 月 26 日提出

下呂市長 服 部 秀 洋

提 案 理 由

下呂市農産物等活用型総合交流施設である下呂市坂下ふれあい館について、地域に施設を譲与し、地域事情に応じた運用を可能とすることで、より効果的に施設を活用し住民活動の継続を図るため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市農産物等活用型総合交流施設条例の一部を改正する条例

下呂市農産物等活用型総合交流施設条例（平成 17 年下呂市条例第 52 号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前																		
<p>(名称及び位置)</p> <p>第 2 条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">下呂市南飛驒四季の家</td> <td style="text-align: center;">下呂市萩原町尾崎 3707 番地 1</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表（第 7 条関係）</p> <p><u>下呂市南飛驒四季の家</u></p> <p>1・2 （略）</p>	名称	位置	下呂市南飛驒四季の家	下呂市萩原町尾崎 3707 番地 1	<p>(名称及び位置)</p> <p>第 2 条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">下呂市南飛驒四季の家</td> <td style="text-align: center;">下呂市萩原町尾崎 3707 番地 1</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>下呂市坂下ふれあい館</u></td> <td style="text-align: center;"><u>下呂市小坂町坂下 432 番地 1</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表（第 7 条関係）</p> <p><u>南飛驒四季の家</u></p> <p>1・2 （略）</p> <p><u>坂下ふれあい館</u></p> <p>1 基本使用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">室名</th> <th style="text-align: center;">料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>研修室</u></td> <td style="text-align: center;"><u>2,050 円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>会議室</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1,020 円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>調理室</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1,020 円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>基本使用料の使用時間は、4 時間を単位とする。</u></p> <p>2 付加使用料</p> <p>(1) <u>冷暖房を使用する場合は、基本料金の 50%を加算する。</u></p> <p>(2) <u>営利を目的とした使用は、使用料（前号の加算があれば加算した後の額）の 200%を加算する。</u></p> <p>(3) <u>市外の者が使用する場合は、使用料（前 2 号による加算があれば加算した後の額）</u></p>	名称	位置	下呂市南飛驒四季の家	下呂市萩原町尾崎 3707 番地 1	<u>下呂市坂下ふれあい館</u>	<u>下呂市小坂町坂下 432 番地 1</u>	室名	料金	<u>研修室</u>	<u>2,050 円</u>	<u>会議室</u>	<u>1,020 円</u>	<u>調理室</u>	<u>1,020 円</u>
名称	位置																		
下呂市南飛驒四季の家	下呂市萩原町尾崎 3707 番地 1																		
名称	位置																		
下呂市南飛驒四季の家	下呂市萩原町尾崎 3707 番地 1																		
<u>下呂市坂下ふれあい館</u>	<u>下呂市小坂町坂下 432 番地 1</u>																		
室名	料金																		
<u>研修室</u>	<u>2,050 円</u>																		
<u>会議室</u>	<u>1,020 円</u>																		
<u>調理室</u>	<u>1,020 円</u>																		

改正後	改正前
	<p><u>の50%を加算する。</u></p> <p><u>(4) 調理室は調理等を主目的として使用する場合に限り徴収する。</u></p>

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

【参考資料】

下呂市農産物等活用型総合交流施設条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

下呂市農産物等活用型総合交流施設である下呂市坂下ふれあい館について、地域に施設を譲与し、地域事情に応じた運用を可能とすることで、より効果的に施設を活用し住民活動の継続を図るため、当該条例の一部を改正するものです。併せて、別表中の施設の名称の修正を行います。

2. 概要

- (1) 下呂市坂下ふれあい館を下呂市農産物等活用型総合交流施設から除外します。
(第2条関係)
- (2) 施設の名称を修正し統一します。
(別表関係)
- (3) 当該施設に係る基本使用料の項目を削除します。
(別表関係)
- (4) この条例は、平成30年4月1日から施行します。
(附則関係)